

財務省告示第四百四十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十九年三月二十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成十九年四月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第二百零八
十五回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び平成
十八年度における財政運営のた
めの公債の発行の特例等に関す
る法律（平成十八年法律第十一
号）第二条第一項並びに国債整
理基金特別会計法（明治三十九
年法律第六号）第五条第一項及
び第五条ノ二
三 振替法の適
用等
成十三年法律第七十五号。以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において応募
の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

入 決 定 の

札 格 競 争

入 札 競 争

非 競 争 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

価格を募入額により加重平均し
て得られるものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札と同時に行われる入
札であつて、財務大臣が各
市場特別参加者ごとに
額を定めるものによる発行（以
下「国債市場特別参加者」
非価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い
ものからそのうち応募額を順次割
り当てる。各申込みの応募額を案
分により割り当てて各
国債市場特別参加者ごとの
各限額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ

発

入 札 競 争 行 争 額

入 札 競 争 行 争 額

入 札 競 争 行 争 額

入 札 競 争 行 争 額

入 札 競 争 行 争 額

入 札 競 争 行 争 額

入 札 競 争 行 争 額

入 札 競 争 行 争 額

入 札 競 争 行 争 額

入 札 競 争 行 争 額

入 札 競 争 行 争 額

入 札 競 争 行 争 額

入 札 競 争 行 争 額

額面金額で一兆七千六百十五億
円、うち「財政法第四十一条の規
定に基づき発行した利付国債に
ついで、額は五万三千二百十
一億六千九百五十万円、平成十
八年の度に発行の特例等に関する
の公債の発行の特例等に関する

七 払込金額									
争非者特	国札非入	札競入	価格競	行争非者特	国札非入	札競入	価格競	行争非者特	国札非入
入価・第	債市参	発行入	競争入	入価・第	債市参	発行入	競争入	入価・第	債市参
札格第	加場	入	行争	札格第	加場	入	行争	札格第	加場
千七百六十億八百九十五万円	七十三億八千四百三十五万二千	七十一万七千二百十五億二千二百	十一兆七千二百十五億二千二百	七十五億	付ノ国債の整理基金特別会計法第五条	付ノ国債の整理基金特別会計法第五条	十億六千三百万円	付ノ国債の整理基金特別会計法第五条	付ノ国債の整理基金特別会計法第五条

法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債について

は、額面金額で二千二百六十億三千八百五十万、国債整理

基金特別会計法第五条第一項の

規定に基づき発行した利付国債

に、ついで、額は九千二百

百三十七億、千五百円、同

法第五十二条の二に、ついで、

行した利付国債の額に、ついで、

面金額で二千六百五十億七千

四億二千円、六百五十億七千

国債の整理基金特別会計法第五

ノ国債の整理基金特別会計法第五

ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

付ノ国債の整理基金特別会計法第五

十四 後第二期 の利子以	$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$	年一・七パーセント 平成十九年九月二十日 を支払期 とし、各支払期におい まする期日について同じ。	十三 二	初利 行争 利率 子率	競争 入札 札格	非者 価格 第	加場 ・別 参市	び国 債 及	札発 行 及	非競 争 入	入札 発 行	価格 競 争	発行 行 日	発行 行 日	振替 単 位	最 低 額 面 金	八 行	
毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日																	五 万 円	

二十
十九

十
八

十
七

十
六

十
五

払込場所

払込期日

者

入札参加

払場所

元利支

償還金額

償還期限

日本銀行の本店又は支店

平成十九年三月二十日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額につき百円

平成十九年三月二十日

利子を支払う。

て、その日以前六月間に属する